

# 地域間連系線利用ルール等に関する勉強会 「中間とりまとめ」に関する取引所の考え

2016年9月30日  
一般社団法人日本卸電力取引所 国松亮一

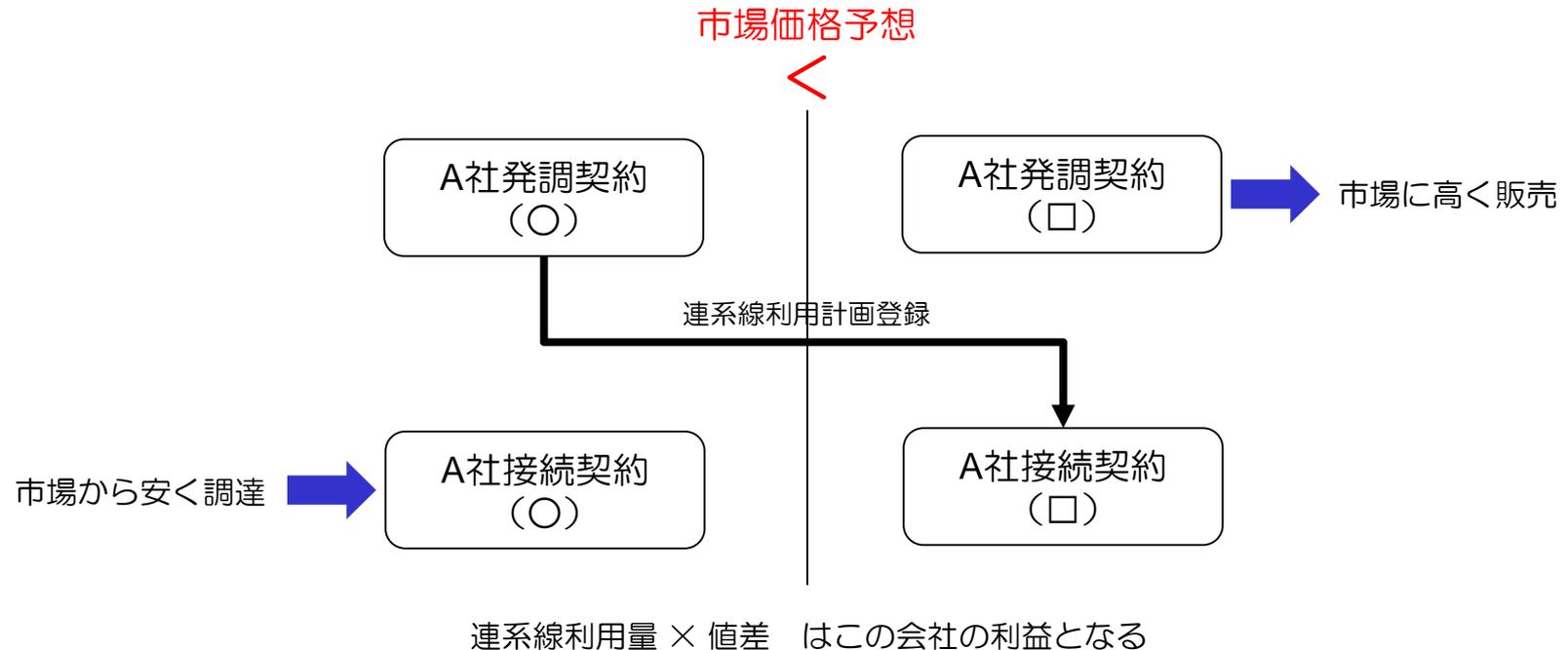
## 「中間とりまとめ」に対する取引所の考え

早期にスポット市場取引を優先する仕組み（間接オークション）の実現を希望する。

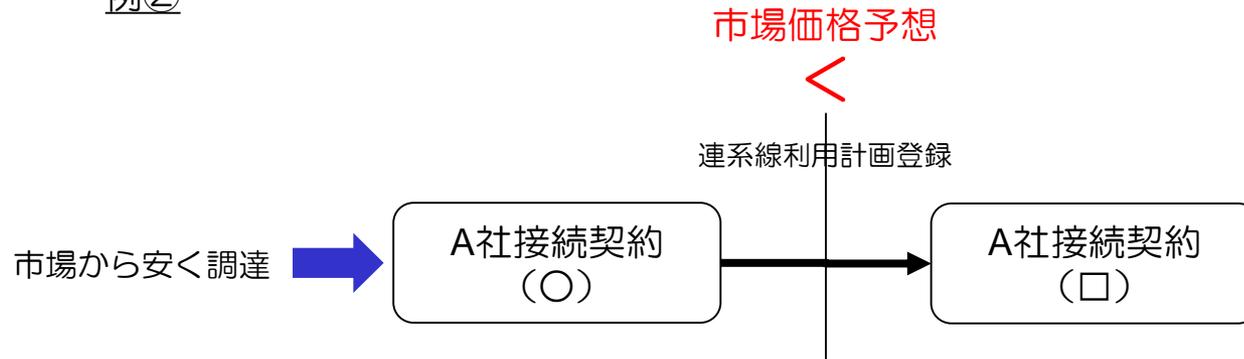
（現状での問題点）

- 市場間値差の受益を目論む連系線利用計画があるのではないか

例①



## 例②



- 連系線利用量 × 値差 はこの会社の利益となる。
- 市場分断すれば得となる。市場分断しない場合でも逆向きに市場分断しない限り損にはならない。

## (参考) FC利用量データ

2016年6月3日~2016年9月14日

全コマ数	4,992	
東向きに市場分断したコマ数	3,366	67.4%
そのうち空き容量が増加したコマ数	3,354	67.2% (上記の99.6%)
増加した空き容量の平均	123.2MW	

かなりの時間帯で連系線利用計画のキャンセルがあるか

## 詳細検討の視点に関する取引所の考え（1/3）

### (7)市場運営者の視点項目

- ① スポットと1時間前の利用配分について、どう考えるか。スポットで全部使ってしまった場合、1時間前市場は市場分断してもよいと考えるかどうか。
  - ▶ 1時間前市場は市場分断してもよい。
- ② 連系線利用ルール如何にかかわらず、規模の大きな連系線利用者が、経済合理的でない行動をとっていることが発覚した場合、誰が、どのような対応を行うべきか。
- ③ 規模の大きな連系線利用者が、価格操作を行っていることが発覚した場合、誰が、どのような対応を行うべきか。
  - ▶ 本取引所市場取引監視委員会が対応する。
- ④ 新たなルール（間接オークション）を導入する場合、どのような「差金決済契約」を締結しても問題ないと考えられるか。
  - ▶ 「差金決済契約」自体では市場操作等には該当しないものとする。
- ⑤ 新たなルール（間接オークション）を導入する場合、市場への影響をどう評価するか。改正FIT法の施行後においてはどうか。
  - ▶ 間接オークション導入に伴い、本取引所取引量は格段に増加するものとする。改正FIT法の施行後についても同様である。
- ⑥ 金融的送電権の発行主体は誰か。二次市場の運営主体は誰か。
- ⑦ JEPXによる値差収益はどのように活用することとするか。米国型金融的送電権のように、その支払原資に充てることとするか。
  - ▶ 金融的送電権の支払原資は市場分断値差とすることが適当とする。とすれば、発行主体は市場分断値差を管理する本取引所が適当である。二次市場についてもかかるニーズにより、本取引所として積極的に市場設立に向け検討したいとする。

## 詳細検討の視点に関する取引所の考え（2/3）

⑧ どのような商品を開発すべきか、また、どのような商品が発行可能か（発行時期、有効期間、商品内容。）。

▶ 詳細な検討が必要ではあるが、

- 週間単位（平日・休日、昼間・夜間）
- 年度初めに1年度分をまとめて発行

⑨ 金融的送電権発行主体は、空容量に対して、どれだけの量のFTRを発行することができるのか。

▶ 空き容量を上限値として発行する。

⑩ 金融的送電権をオークションで割り当てるとする場合、その収益をどう活用することとするか。

▶ 市場間値差積立金に算入し、電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用する。

### (8)経済性・システム面の視点項目

- ① 新たなルール（間接オークション）を導入する場合、JEPXや広域機関のシステムは、市場取引量の急増に耐えられるか。
  - ▶ 取引量の急増には対応可能だが、FTRの決済の仕組みの開発が必要
- ④ 現行のJEPXのシステムは、マイナス価格での入札は受け付けられない仕組み。また、同価格の札が複数入札された場合であって、その価格で約定がなされる場合、これらの入札に関しては、プロラタで配分が行われる仕組みとされている。新たな連系線利用ルールを導入するとした場合、この運用についても検討が必要ではないか。
  - ▶ マイナス価格の入札については、来年度初めに対応する予定。